

リサーチコンプレックス形成プロモーション事業 業務委託仕様書

1. 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に業務委託する「リサーチコンプレックス形成プロモーション事業」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 通則

- ①本業務は仙台市契約規則に基づくほか、業務委託契約書、本仕様書、特記仕様書によって行う。
- ②本業務を行うにあたり、乙は甲と綿密に連絡を取るとともに、甲の指示に従わなければならない。
- ③乙は本業務の遂行にあたり、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、下記の事項を厳守しなければならない。
 - i) 乙は、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
 - ii) 乙は、甲から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、また、第三者へ提供してはならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
 - iii) 乙は、情報を記録した書類または電磁的記録媒体の複写及び複製をしてはならない。
 - iv) 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生する恐れがあることを知った場合、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
 - v) 乙が前各号に掲げる事項に関するために違反した場合、甲は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- ④乙は、本業務の着手前に業務計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。なお、計画書には次の事項を含むこととする。
 - i) 着手届
 - ii) 業務内容
 - iii) 業務履行計画表
 - iv) 業務担当者届（実施体制）
 - v) その他甲が必要と定めたもの
- ⑤乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲に連絡し、その指示に従うものとする。
- ⑥本業務は、成果品及び完了届その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合は業務完了と認める。ただし、業務完了後に成果品に誤り等が確認された場合は、乙は、甲の指示により速やかに修正または再作業を行うものとする。また、その費用については乙の負担とする。

2. 事業名

「リサーチコンプレックス形成プロモーション事業」

3. 業務の目的

次世代放射光施設を核としたリサーチコンプレックスの形成に向けた誘致案件の新規開拓のため、PR 資料を作成するとともに、次世代放射光施設の利活用が見込まれる企業など進出の可能性が高い対象企業を探索し、甲と対象企業の接点を作ることを目的とする。

また、誘致対象企業との面談により、リサーチコンプレックス形成に向けたニーズをヒアリングし、具体的な支援策を作成する。

4. 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

5. 業務概要

(1) PR 資料の作成

①リサーチコンプレックス形成に向けた取組に関する PR 資料の作成。

(2) 企業訪問

①誘致対象企業調査

次世代放射光施設と関わりが想定される分野の企業について、誘致対象となり得る企業を発掘するため調査を行う。

②企業訪問

次世代放射光施設と関わりが想定される分野の企業を訪問し、面談を実施する。

③立地支援策の作成

誘致対象企業調査や企業訪問の結果をもとに、甲が策定すべき立地支援策を作成する。

6. 業務内容

(1) PR 資料の作成

①リサーチコンプレックス形成に向けた取組に関する PR 資料の作成。

- ・リサーチコンプレックス形成に向けた取組を PR するための動画（3～5分程度）及び資料（A4（4～6枚））1,000部程度を作成すること。
- ・PR 資料は、放射光を専門としていない者でも理解出来るよう可能な限り専門用語を用いずに分かりやすく作成すること。また、図表・写真などを用いて視覚的なものとする。
- ・必要に応じて取材・情報収集を行い、効果的な資料を作成すること。なお、作成した PR 資料は（2）の企業訪問において使用する。

(2) 企業訪問業務

①誘致対象企業調査

i) 企業の分野及び領域

次世代放射光施設と関わりが想定される分野（医療生命科学／環境・エネルギー／食品・農水産／先端材料／デバイス・精密機器 等）及び領域において研究開発機能を有している企業。

ii) 調査企業の抽出

調査予定企業を抽出したリストを作成すること。抽出にあたっては、次世代放射光施設との親和性、有力企業や成長企業であるか、今後の新拠点設置等の投資意欲が高いか、本分野で本市への研究開発拠点新設の可能性が高い理由等の視点を事前に甲に提示し、抽出方法及び抽出結果について了承を得ること。

iii) 調査手法・調査数

調査手法及び調査数は、公募プロポーザル時に受託者が提案した手法にて実施することとする。なお、調査により、有望と考えられる企業を②企業訪問の営業先リストの一部とする。

iv) 調査・分析レポートの作成

iii) で実施した調査・分析結果を踏まえ、営業先となり得る企業について、調査企業が本市への立地の可能性が高い理由やアプローチ方法等についてまとめたレポートを作成すること。なお、レポートの形式等については事前に甲に提示を行い、了承を得ること。

②企業訪問

訪問企業数は 30 社以上とし、公募プロポーザル時に受託者が提案した企業数とする。相手方の希望などやむを得ない事情がある場合には、オンラインでの面談も可能とする。

i) 訪問先リストの作成

リストアップした企業について、甲と打合せを行い、優先順位を付け、営業先とする企業のリストを作成する。但し、原則として甲が既に接触済の企業及び受託者のグループ企業を除くこととする。

ii) 企業訪問のアポイントメントの取得

営業先リストの企業に対しアポイントメントを取得する。アポイントメント先は、投資や拠

点設置の意思決定に携わる者とし、さらに技術的な視点を有する者を基本とする。訪問日程の調整にあたっては、原則として、甲が指定する候補日程の範囲内で調整し、訪問当日の15日前までに確定させること。ただし、新型コロナウイルス等の影響により、実施方法がオンライン面談となる場合は面談当日の7日前までに確定させること。なお、アポイントメントが取得できなかった場合でも、必ずその経過について記録を残すこと。

iii) 企業情報調査レポートの作成

アポイントメントを取得した企業の次世代放射光施設との親和性、地方進出意欲、設備投資、研究開発課題等に関する情報収集を行なった上で、本市への進出の可能性が高い企業について調査レポートを作成する。

なお、調査レポートの作成にあたっては、進出の可能性が高いと判断した根拠を明確にすること。

iv) 企業訪問

甲担当者（企業立地課職員、東京事務所職員）と共に、企業を訪問すること。

企業に対し、甲担当者が次に掲げる事項を説明する。なお、訪問時の資料は乙において必要部数を用意すること。

- ・訪問趣旨。
- ・リサーチコンプレックス形成に向けた取組及び研究開発を取り巻く環境。
- ・仙台市の立地環境（ビジネス環境、住環境、助成金・特区制度、BCP等）。

乙は主にファシリテーターとして同席し、甲担当者と共に、企業の持つ興味等を確認すること。なお、訪問時において企業から資料等を要求された場合、甲担当者が対応する。

v) 訪問レポートの作成

企業との面談内容を踏まえ、次世代放射光施設との親和性や利活用の可能性、本市への進出の可能性などの訪問レポートを作成する。なお、レポートの形式等については事前に甲に提示を行い、了承を得ること。

vi) その他

オンライン面談の際は、面談者とオンライン上での名刺交換を行うなど、面談者の連絡先を確実に把握すること。

③立地支援策の作成

誘致対象企業調査や企業訪問の結果をもとに、課題やニーズを整理し、本市への新拠点設置に向けて甲が策定すべき立地支援策案を作成すること。なお、作成にあたっては、資金面（補助制度、税制優遇等）、ハード面（用地やオフィスフロア等の確保、インフラ整備等）、ソフト面（施設利用権、東北大学との連携、人材育成等）などの観点を十分に踏まえること。

(3) 全体統括

①事業の進捗管理

- ・事業を円滑に進めるため、甲との定期的な打合せを実施すること。
- ・本業務において打合せを実施した際には、速やかに議事録を作成し提出・保管すること。

②総括報告書の作成

- ・6（1）及び（2）の業務実績を取りまとめ、総括報告書を作成すること。
- ・総括報告書には、本業務を踏まえ、次年度以降の業務の方向性等を記載すること。

③成果物の納品

- ・業務完了届に併せて、以下について紙媒体又は電子データにより提出すること。

【紙媒体】

- ・PR資料 1,000部
- ・総括報告書及び立地支援策を取りまとめた概要資料 2部
- ・その他、甲が必要とする書類 等

【電子データ】（拡張子等については甲が指定するものとする）

- ・PR資料

- ・総括報告書及び立地支援策を取りまとめた概要資料
- ・その他、甲が必要とする書類 等

8. その他留意事項

- ・業務の実施内容を仕様書等関係書類と照合し、企業訪問数などの数値目標に対して不足があると甲が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うことがある。
- ・連絡体制については、電子メールを基本とするが、必要に応じて打合せを実施すること。
- ・本業務にあたり作成された資料等の著作権（著作権法第 27 条及び、第 28 条の権利を含む）は、甲に帰属するものとし、その全て又は一部を自由に加工し、利用することを許諾すること。
- ・乙は、本業務実施における企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできないものとし、その他の業務の再委託については書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ・本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・本業務の広報等を行う場合においては、甲からの受託事業であることを明示すること。
- ・本業務の経理を明確にするため、乙は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、契約終了後も甲において閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・仕様書に定めのない事項は甲及び乙の協議により決定する。

9. 担当

仙台市経済局産業政策部企業立地課 ものづくり産業係（担当：吉田、関東）

TEL：022-214-8245 FAX：022-267-6292

E-mail：kei008040_13@city.sendai.jp